

## 随意契約理由書

件 名	西舞子中層配水池用電動弁改修
契約の相手方	株式会社栗本鐵工所
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当

## 随意契約の理由

今回、改修を行う電動弁は各社独自の構造であり、本体構造等を熟知する製造会社以外では、部品の取替および各種試験・検査という本業務での改修を行うことは不可能である。上記業者は、改修対象の電動弁の製造会社である。

よって、本件を確実に履行するために必要な技術力を有し、改修が可能な者は他に存在しないため、上記業者との随意契約を行うものである。

担当部署 (問合せ先)	水道局浄水統括事務所設備課	(電話番号 361-7285 )
----------------	---------------	------------------